

## 常勤役員候補者（専務理事兼事務局長）の公募について

一般社団法人 中部航空宇宙産業技術センター

一般社団法人 中部航空宇宙産業技術センター（以下「本会」という。）は、次により常勤役員候補者（専務理事兼事務局長）を公募いたします。

### 1 本会の業務概要等

#### (1) 設立年月日

平成5年9月16日

#### (2) 目的

本会は、中部地域に世界的な航空宇宙産業クラスター形成を実現するため、産学官連携のもと航空宇宙産業及び技術の振興に関する事業を総合的に推進するとともに、集積する他産業との融合化を図り、中部地域のものづくり産業の高度な発展に寄与することを目的とする。

#### (3) 事業

本会は、次の事業を行う。

- ①航空宇宙産業及び技術に関する調査・研究
- ②航空宇宙産業及び技術に関する情報収集・提供及び普及啓発
- ③航空宇宙産業に関する技術支援
- ④航空宇宙産業及び技術に関する人材育成
- ⑤航空宇宙産業及び技術に関する国内外関連機関との連携及び交流
- ⑥中部地域に航空宇宙産業に関するクラスター形成とともに他産業との融合化支援
- ⑦損害保険の代理店業務
- ⑧前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 2 公募する役員候補者

専務理事兼事務局長（常勤役員）候補者 1名

専務理事兼事務局長（常勤役員）候補者は、本会の定款に基づき、

- ①総会の決議によって理事として選任される。
- ②理事会の決議によって専務理事として選定され、会長が事務局長を任命する。

以上の手続きを経て専務理事兼事務局長に就任することになります。

総会及び理事会は、合議機関ですので、本公募により専務理事兼事務局長候補者とし

て選考されても、総会または理事会において専務理事兼事務局長として選任されない場合があります。

### 3 職務内容

- (1) 専務理事は、本会の定款に基づき、会長及び副会長を補佐して、業務を統括し、事業計画及び予算執行等理事会の議決に従い業務を執行します。
- (2) 事務局長は、専務理事の指示に従い、本会の業務全般を把握し、本会の事業を執行します。
- (3) 具体的には、専務理事兼事務局長は、本会事業全般の企画・立案・運営、関係省庁及び関係業界団体等との折衝等を行います。

### 4 勤務条件

#### (1) 勤務日及び勤務時間

本会の常勤役員については、勤務時間及び休暇に関する規定を定めていませんが、通常の勤務日（就業規則に定める休日を除く。）及び勤務時間（就業規則に定める9時から17時10分）の勤務を原則とします。

#### (2) 報 酬

本会の規定による。

#### (3) 福祉厚生

健康保険、厚生年金、健康診断

### 5 必要な資格・経験等

- (1) 専務理事兼事務局長は、本会の事業全般を執行していただきますので、本会事業の企画・立案、総務、財務・会計等について、適正かつ効率的に対応することができるマネジメント能力を有していること。
- (2) 関係省庁・関係業界団体等との折衝等を適切に実施できる十分な能力と経験を有していること。
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号第65条第1項）（役員の資格等）に該当しないこと。（参考参照）

### 6 任期（予定）

任期は、平成27年6月10日から、就任後の第2回目の定時総会までの2年間で予定

しています。

## 7 応募方法

履歴書（市販の用紙で可）に写真（最近3カ月以内に撮影したもの）を貼付、応募理由、学歴、職歴等の必要事項を詳細に記載の上、次の送付先へ簡易書留で郵送してください。

送付先

〒460-0008

名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル10階  
一般社団法人 中部航空宇宙産業技術センター 事務局 宛て

## 8 応募締切

平成27年5月14日（木） 必着

## 9 選考方法

(1) 第1選考として履歴書等による書類選考

(2) 第2選考として面接による試験

## 10 選考結果

第1次選考結果は、応募者全員に文書でお知らせします。

なお、第1次合格者には、第2次選考会の日時・場所等につきましても併せてお知らせします。

## 11 その他

(1) 応募書類は、合否に関わらず返却しません。

(2) 応募に係る費用は、全額応募者の負担とします。

(3) ご提出いただきました応募書類に記載されている個人情報、本応募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

(4) 応募方法等に関するお問い合わせは、電話でお受けします。

ただし、選考経過及び選考結果については、お答えできませんので、予めご了承ください。

(問合せ先)

電 話 052-221-6681

一般社団法人 中部航空宇宙産業技術センター 事務局長 松岡

**【参考】**

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成18年法律第48号第65条第1項)  
(役員)の資格等)

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法 (平成十七年法律第八十六号) の規定に違反し、又は民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律 (平成十二年法律第二百二十九号) 第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法 (平成十四年法律第五十四号) 第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法 (平成十六年法律第七十五号) 第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く。)